

鋼船規則

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 CS 編

2009 年 第 1 回 一部改正
2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 規則 第 14 号 / 達 第 11 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009 年 2 月 24 日 理事会 承認

2009 年 4 月 10 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 規則 第 14 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009 年 2 月 24 日 理事会 承認

2009 年 4 月 10 日 国土交通大臣 認可

2009年4月15日 規則第14号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

改正その1

22章 内張板，セメント及びペイント工事

22.4 ペイント工事

22.4.2 を次のように改める。

22.4.2 海水バラストタンク

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（ただし、限定近海船を除く）の海水バラストタンクの塗装については、*IMO"PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS"*（IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.215(82)，以後の改正を含む。）の要件を満足しなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2008年7月1日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2008年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2009年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2012年7月1日以降に引き渡しが行われる船舶

21章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓，通風口及び歩路

21.5 丸窓及び角窓

21.5.2 丸窓位置の一般制限

-4.を次のように改める。

- 4. ~~自動通風用舷窓~~通風用の開口は，隔壁甲板の下方の外板に取り付けてはならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は，2009年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 達 第 11 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009年4月15日 達 第11号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

CS1 通則

CS1.1適用及び同等効力

CS1.1.1 適用

-1.(13)として次の1号を加える。

-1. *Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減
(1)から(12)は省略)

(13) 国際航海に従事しない船舶にあっては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

i) D13.8.5-3.に適合すること。

ii) 隔壁甲板下の風雨密区画毎に、浸水警報装置の検知器が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が $30m^3$ と当該船舶の夏季満載喫水線における $TPC/1.025 (m^3)$ のいずれか大きい容量未満の水密区画

ここで、「TPC」とは、毎センチ排水トン (t) とする。（以下、同じ。）

2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、規則 C 編 4.1.2(17)に規定する機関区域。ただし、MO 船の機関区域は除く）

3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画

4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画

iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。

1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。

- 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
- i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
 - 1) 計算条件，計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態，部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

-2.(15)として次の1号を加える。

-2. *Smooth Water Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(14)は省略)

(15) 国際航海に従事しない船舶にあっては，次の(a)及び(b)の要件を満足する場合，規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.の規定に適合しなくても差し支えない。

(a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。

i) D13.8.5-3.に適合すること。

ii) 隔壁甲板下の風雨密区画毎に，浸水警報装置の検知器が備え付けられていること。この場合，風雨密区画とは風雨密の倉口，その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし，以下の要件に適合する水密区画については，浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

- 1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が $30m^3$ と当該船舶の夏季満載喫水線における $TPC/1.025 (m^3)$ のいずれか大きい容量未満の水密区画
- 2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば，規則 C 編 4.1.2(17)に規定する機関区域。ただし，M0 船の機関区域は除く）
- 3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画
- 4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に，非損傷時復原性の基準を満足する

ために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画

- iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。
 - 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
 - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
 - i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
 - 1) 計算条件、計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

-3.を次のように改める。

~~-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶であって国際航海に従事しないものにあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.を適用する必要はない。~~
の部材寸法等の軽減

- (1) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.を適用する必要はない。
- (2) 国際航海に従事しない船舶にあつては、次の(a)及び(b)の要件を満足する場合、規則 C 編 4.2.1-2.及び CS 編 4.2.1-2.の規定に適合しなくても差し支えない。
 - (a) 以下の要件に適合する浸水警報装置が備え付けられていること。
 - i) D13.8.5-3.に適合すること。
 - ii) 隔壁甲板下の風雨密区画毎に、浸水警報装置の検知器が備え付けられていること。この場合、風雨密区画とは風雨密の倉口、その他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、

浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

- 1) 水密区画の容積（風雨密区画の合計容積）が $30m^3$ と当該船舶の夏季満載喫水線における $TPC/1.025 (m^3)$ のいずれか大きい容量未満の水密区画
 - 2) 常時船員が配置されている水密区画（例えば、規則 C 編 4.1.2(17)に規定する機関区域。ただし、M0 船の機関区域は除く）
 - 3) 満載／空倉出航状態において満載状態にある専ら液体を積載する区画又は船橋に識別可能な液面計測装置の表示器が備えられる区画
 - 4) 前 1)又は 2)に規定するもの以外に、非損傷時復原性の基準を満足するために、航行上の条件として常時バラスト水による満載状態が義務付けられている区画
- iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。
- 1) 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所（損傷時に速やかに駆けつけることができる場所）であること。
 - 2) すべての検知器（代替物も含む。）による浸水状況の把握が可能な場所（警報盤等が集中配置された場所）であること。
 - 3) 船橋との連絡手段が確保された場所であること。
 - 4) (b)に規定する損傷制御資料が追加で備えられていること。
- (b) 以下の内容が記載された損傷制御図が船橋に備え付けられていること。
- i) 損傷制御資料の概要
 - 1) 資料の位置付け
 - 2) 対象とする損傷
 - 3) 資料の構成
 - 4) 資料の使用方法
 - 5) 使用にあたっての注意事項
 - ii) 計算結果による危険性判断の方法
 - iii) 損傷の影響を制御するための一般事項
 - iv) 規則 C 編 4.2 又は CS 編 4.2 による計算結果
 - 1) 計算条件、計算結果概略
 - 2) 各状態（満載状態、部分載荷状態及び軽荷航海状態）での残存性能
 - v) 損傷及び浸水制御に関する構造及び設備の配置図（ビルジポンプ等の配置）
 - vi) 浸水警報装置の取扱説明書
 - vii) 状態制御装置の取扱説明書
 - viii) 残存する可能性のある損傷ケース毎の詳細
 - ix) その他必要な事項

附 則

1. この達は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。